

大警協発第87号  
令和元年8月7日

会員各位

(一社)大阪府警備業協会  
会長 若林 清  
教育委員会  
委員長 塩田 一彦

## 警備員教育受講料の改定について

謹啓 盛夏の候、会員各社におかれましては、ますます御清栄のこととおよろこび申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、令和元年10月1日からの消費税改定に伴いまして、警備員教育受講料を下記のとおり改定致しますので、ご通知申し上げます。

つきましては、何かと御繁忙のこととは存じますが、会員各社の警備員教育担当者に周知方をお願いしたいと存じます。

謹白

### 記

#### 1 改定する警備員教育受講料

区 分	現 行 額 (円)		改 定 額 (円)	
	会 員	非 会 員	会 員	非 会 員
新任教育	4,100	12,300	<b>4,200</b>	<b>12,600</b>
現任教育	2,050	6,150	<b>2,100</b>	<b>6,300</b>
事前講習	3,100	9,300	<b>3,100</b>	<b>9,300</b>
事前セミナー	2,100	6,300	<b>2,150</b>	<b>6,450</b>

注1) 受講料は内税表示となっております。

注2) 事前講習にあつては、収益に対する消費税増加率を考慮し、据え置きとしております。

#### 2 改定日

令和元年10月1日

#### 3 適用日

令和元年10月1日以降に実施する講習について、改定後の金額が適用されます。

以 上